

京都府警察庁舎管理規程

〔最終改正 令和 8. 2. 20 京都府警察本部訓令第 2 号〕

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 管理責任（第 5 条―第 8 条）

第 3 章 秩序維持（第 9 条―第 14 条）

第 4 章 防火管理等（第 15 条―第 17 条）

第 5 章 雑則（第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、警察庁舎の秩序維持及び防火管理（以下「庁舎管理」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第 2 条 警察庁舎の庁舎管理については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）、京都府財産取扱規則（昭和 39 年京都府規則第 16 号）その他の規程に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の意義）

第 3 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）警察庁舎 京都府警察の管理に属する建物（公舎、待機宿舎及び職員住宅を除く。）及び工作物並びにこれらの敷地をいう。
- （2）本部庁舎 警察庁舎のうち京都府警察本部の本館及び 110 番指令センター（これらと敷地を同一にする建物及び工作物を含む。）並びにこれらの敷地をいう。
- （3）警察署庁舎 警察庁舎のうち警察署の建物（交番、駐在所その他の警察署に属する建物及び工作物を含む。）及びこれらの敷地をいう。

（職員の責務）

第 4 条 警察職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）は、その業務を通じて適正な庁舎管理に努めなければならない。

第 2 章 管理責任

（総括庁舎管理責任者）

第 5 条 京都府警察に、総括庁舎管理責任者を置く。

2 総括庁舎管理責任者には、総務部長をもって充てる。

3 総括庁舎管理責任者は、警察庁舎の庁舎管理に関する事務を総括する。

（庁舎管理責任者）

第 6 条 本部庁舎、警察署庁舎及びその他の警察庁舎に、庁舎管理責任者を置く。

2 庁舎管理責任者には、本部庁舎にあっては総務課長及び総務部会計課長を、警察署庁

舎にあつては警察署長を、その他の警察庁舎にあつては別表第1の左欄に掲げる警察庁舎の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者をもって充てる。

3 庁舎管理責任者は、その置かれた警察庁舎を管理し、総括庁舎管理責任者の指揮を受け、その管理に属する警察庁舎の庁舎管理に関し必要な事務を行うものとする。

4 庁舎管理責任者は、その管理に属する警察庁舎における適正な庁舎管理を行うため、職員に対し、必要な指示を行うものとする。

(室を管理する所属の指定)

第7条 本部庁舎の室を管理する所属の指定は総括庁舎管理責任者が、本部庁舎以外の警察庁舎の室を管理する所属の指定は庁舎管理責任者が行うものとする。

(室管理責任者)

第8条 警察庁舎の室ごとに、室管理責任者を置く。

2 室管理責任者には、別表第2の左欄に掲げる室にあつてはその区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める者を、同表の左欄に掲げる室以外の室にあつては当該室を管理する所属の長が指定する警部以上の警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。

3 室管理責任者は、その置かれた警察庁舎の室を管理し、庁舎管理責任者の指揮を受け、その管理に属する室の庁舎管理に関し必要な事務を行うものとする。

4 室管理責任者は、その管理に属する室における適正な庁舎管理を行うため、当該室において勤務する職員に対し、必要な指示を行うものとする。

第3章 秩序維持

(禁止行為に対する措置)

第9条 庁舎管理責任者（総務部会計課長を除く。以下この章において同じ。）は、その管理に属する警察庁舎内における次の各号に掲げる行為を禁止する措置を講じなければならない。

(1) 集団示威運動と認められる行為

(2) 正当な理由がなく、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる物品等を携行する行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、庁舎管理責任者が警察庁舎の秩序維持に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める行為

2 庁舎管理責任者は、前項各号に掲げる行為をしようとする者をその管理に属する警察庁舎内に立ち入らせないための必要な措置を講じなければならない。

3 庁舎管理責任者は、その管理に属する警察庁舎内において第1項各号に掲げる行為をした者があるときは、その者に対し退去の警告をする等必要な措置を講じなければならない。

(制限行為に対する措置)

第10条 庁舎管理責任者は、その管理に属する警察庁舎内における次の各号に掲げる行為について、事前に許可を受けることを求めなければならない。

(1) 多人数で警察庁舎内に立ち入る行為

(2) 印刷物その他の文書図画を掲示し、又は配布する行為

(3) 保険の勧誘、物品の販売又はこれらに類する行為

(4) 撮影又は録音をする行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、その状況によって、警察庁舎の秩序維持に支障を及ぼすおそれがあると庁舎管理責任者が認める行為

- 2 庁舎管理責任者は、事前に許可を受けることなく前項各号に掲げる行為をしようとする者をその管理に属する警察庁舎内に立ち入らせないための必要な措置を講じなければならない。

(立入制限)

第11条 庁舎管理責任者は、秩序維持のため立入りを制限する必要があると認める警察庁舎又は室について、立入りを制限することができる。

- 2 庁舎管理責任者は、前項の規定により警察庁舎又は室への立入りを制限するときは、その旨を掲示するとともに、立入りを制限するために必要な措置を講じなければならない。

(警告等)

第12条 庁舎管理責任者は、その管理に属する警察庁舎において許可を受けることなく第10条第1項各号に掲げる行為をし、若しくはしようとする者又は前条第1項の規定により立入りを制限した警察庁舎若しくは室に立ち入り、若しくは立ち入ろうとする者がいるときは、その者に対して、必要な警告を発しなければならない。

- 2 庁舎管理責任者は、前項の規定による警告に従わない者がいるときは、その者を退去させる等必要な措置を講じなければならない。

(特異な事案に対する措置)

第13条 職員は、警察庁舎の破損、不審者の出入りその他の警察庁舎の庁舎管理に支障を及ぼすおそれがある特異な事案を認知したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、当該警察庁舎の庁舎管理責任者に当該事案の概要を報告しなければならない。

(出入口の施錠)

第14条 人の出入りを監視する者がいない警察庁舎及び室の出入口は、施錠しておかななければならない。ただし、当該警察庁舎の庁舎管理責任者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 職員は、退室時において、室内に他の職員がいないときは、異状がないことを確認した上で施錠し、当該室の鍵を、あらかじめ庁舎管理責任者が指定した者に引き継がなければならない。

第4章 防火管理等

(防火管理者等)

第15条 本部庁舎に防火管理者及び防災管理者を置き、警察署庁舎及びその他の警察庁舎に防火管理者を置く。

- 2 本部庁舎の防火管理者及び防災管理者にあつては総務部会計課長を、本部庁舎以外の警察庁舎の防火管理者にあつては当該警察庁舎の庁舎管理責任者が指定する者をもって充てる。
- 3 防火管理者は、消防法第8条第1項に規定する防火管理に関する業務を行わなければならない。
- 4 防災管理者は、消防法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条第1項に規定する防災管理に関する業務を行わなければならない。

(火元責任者)

第16条 警察庁舎の室ごとに、火元責任者を置く。

- 2 火元責任者には、室を管理する所属の長が指定する警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てる。
- 3 火元責任者は、防火管理者を補佐し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 火気の使用及び取扱いに関する管理
 - (2) 防火管理上必要な点検及び整備
 - (3) 防火管理に支障を及ぼすおそれがある物件等の整理及び除去
 - (4) 退庁時における火元の点検
 - (5) その他防火管理に関する必要な措置
- 4 防火管理者は、室の出入口の見やすい箇所に、火元責任者の職名及び氏名を表示しなければならない。ただし、防火管理者が火元責任者の氏名を表示することに業務上の支障があると認めるときは、火元責任者の氏名を表示しないことができる。

(火気持込みの禁止)

第17条 防火管理者は、火気を持ち込んだ場合に火災が発生するおそれがあると認める室の出入口等に、火気の持込みをしてはならない旨の掲示その他の防火管理上必要な措置を講じるものとする。

第5章 雑則

(借用施設等の庁舎管理)

第18条 他官庁若しくは民間企業の施設を区分所有し、又は一部を借用している施設（以下「借用等施設」という。）の庁舎管理は、警察庁舎の庁舎管理に準じて行うものとする。

- 2 借用等施設ごとに、借用等施設管理責任者を置き、当該借用等施設で勤務する職員の数が多い所属の長をもって充てる。
- 3 借用等施設管理責任者は、庁舎管理責任者による庁舎管理に準じて借用等施設の庁舎管理を行うものとする。
- 4 借用等施設において勤務する職員は、原則として、当該借用等施設が入居している施設の館内規則等に従うものとする。
- 5 借用等施設管理責任者は、その管理に属する借用等施設において館内規則等に従うことにより適切な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該借用等施設が入居している施設の管理者等と協議した上、必要な措置を講じるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成29年4月17日から施行する。

別表第 1

警察庁舎	庁舎管理責任者
くいな橋駐車場	装備課長
航空隊（機動警ら課、機動捜査隊及び交通機動隊に属する建物を除く。）	警備第一課長
鳴滝射撃場（交通規制課に属する建物を除く。）	交通機動隊長
警察学校の敷地内の警察庁舎（広報応接課、装備課、鑑識課及び機動隊に属する建物を除く。）	警察学校長
上記以外の警察庁舎	当該警察庁舎で事務を行う所属の長

別表第 2

室	室管理責任者
公安委員会室	総務課公安委員会補佐室長
警察本部長室	総務課本部長秘書室長
各部会議室（本館の総務部会議室、警務部会議室、生活安全部会議室、刑事部会議室、交通部会議室及び警備部会議室並びに 110番指令センター地域部会議室をいう。以下同じ。）	各部会議室ごとに示された部の庶務担当課次席
本部庁舎の会議室（各部会議室を除く。）	会計課次席
記者室及び広報センター	広報応接課次席
総合当直室 情報公開室	総務課次席
事件対策室	刑事企画課次席